

静岡県立大学短期大学部履修細則

平成 21 年 4 月 1 日 細則第 26 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日、平成 24 年 4 月 1 日、

平成 26 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この細則は静岡県立大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第 8 章に規定する履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 履修の届出

(履修登録)

第 2 条 学生は、学生室が指定する期間内(概ね 2 週間)にその学期において履修しようとする授業科目を Web 学生サービス支援システムにより申告しなければならない。

(履修登録の変更)

第 3 条 履修登録の変更は、申告後学生室が指定する期間内(概ね 1 週間)に限り認める。

2 前項の変更は、Web 学生サービス支援システムにて行う。

3 施設上又は教育上やむを得ないと認められる場合は、履修申告の事前又は事後に履修者を制限する場合がある。

(同一時間重複履修の制限)

第 4 条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

(既修得授業科目の再履修)

第 5 条 既に単位を取得した授業科目は、履修することができない。

第 3 章 試験及び成績の評価

(修得の認定対象)

第 6 条 受講が履修科目表に規定する授業科目の時間数の 8 割に満たない授業科目について、忌引、災害等による交通機関の不能及びその他やむを得ない理由により科目担当者が認めた場合を除き、修得の認定をしない。

2 遅刻・早退(各 30 分以内に限り)については、3 回で欠席を 1 回したものとみなす。

3 公欠扱いとなった科目について、科目担当者が必要と認めた場合は、補講等を行うこととする。

(試験)

第 7 条 定期試験は、各学期の終了時(9 月及び 2 月)に約 1 週間にわたり実施される。

ただし、授業科目によっては随時行うことがある。

(成績の評価)

第 8 条 成績の評価の区分は、100 点満点としたとき、秀は 100 点～90 点、優は 89 点～80 点、良は 79 点～70 点、可は 69 点～60 点、不可は 59 点以下を目安とする。

2 履修を申告し、単位を取得しなかった授業科目は不可と判定する。

(追試験)

第9条 次の理由で試験を遅刻又は欠席した者については、追試験の実施を願い出ることができる。

- (1) 病気(ただし、原則として医師の診断書を要する。)
- (2) 忌引(日数は、死亡の日より1親等は7日以内、2親等は3日以内及び3親等は1日とする。)
- (3) 就職・進学に関する理由(ただし、原則として7日前までに当該科目担当者又は学生室に追試験願を願い出た場合に限る。)
- (4) 公共交通機関の遅延(ただし、原則として遅延証明書を要する。)
- (5) その他やむを得ない事項(ただし、具体的に事情の具申あるもの)

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から7日以内に、所定の様式(追試験願)にその事由を詳記し、医師の診断書又はその事由を証明する書類を添付し、学生室に願い出なければならない。

3 前項により願い出た結果、当該試験科目担当者が必要と認める場合には、これを行うことができる。追試験の実施は当期試験終了後1か月以内を原則とする。

(再試験)

第10条 成績不良のため不可と判定された授業科目については、原則として再試験は行わない。ただし、当該授業科目の科目担当者が必要と認める場合には、これを行うことができる。再試験の実施及び判定は、当該年度中に行うことを原則とする。

2 再試験を希望する者は、当該科目の試験結果発表の日から7日以内に所定の様式(再試験願)を学生室に願い出なければならない。

3 再試験の成績の評価は、「可」以下となる。

(試験における不正行為者の扱い)

第11条 試験において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期(通年の科目においては年度)のすべての授業科目について、修得の認定をしない。

(再履修)

第12条 修得できなかった授業科目については、再度履修して単位の取得をすることができる。

第4章 授業科目及び履修方法

(開設授業科目)

第13条 開設する授業科目及び単位数は、学則第27条に定めるとおりとする。

(配当年次)

第14条 各授業科目の配当年次は、学科ごとの履修科目表のとおりとする。

(教養科目の履修方法)

第15条 教養科目の履修単位数は、学科ごとの履修科目表のとおりとする。

(学科共通科目の履修方法)

第16条 学科共通科目の履修単位数は、学科ごとの履修科目表のとおりとする。

(専門科目の履修方法)

第17条 専門科目の履修単位数は、学科ごとの履修科目表のとおりとする。

(他学科授業科目の履修方法)

第18条 他学科(社会福祉学科介護福祉専攻の専門科目のうち演習科目を除く。)で開講されている学科共通科目以外の専門科目を履修しようとするときは、当該授業科目の科目担当者の承諾を得なければならない。

2 前項に基づいて履修した者には、審査のうえ単位の認定を行うが、卒業必要単位数には算入しない。

3 第1項に定める許可願は、所定の書式により授業開始後7日以内に学生室に提出するものとする。

第5章 入学前の既修得単位の認定

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 学則第25条の3に規定する既修得単位の認定を受けようとする者は、静岡県立大学短期大学部既修得単位の認定に関する規程に定める書式により第1年次の履修登録期間開始の前日までに学生室に申請し、教授会の議を経て、学長の認定を得なければならない。

第6章 その他

(成績の確認願)

第20条 履修した科目(学外実習を含む。)の成績について疑義があるときは、別に定める要領に基づき、成績を入手した日から起算して7日以内に確認願を学生室に提出することができる。

(その他)

第21条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難しい特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成26年4月1日以降に歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻及び社会福祉学科介護福祉専攻に入学する者について適用し、同日前に歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻及び社会福祉学科介護福祉専攻に入学した者並びに看護学科については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。